第15回定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時

2020年1月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・タワー4階
カンファレンス Room1・2
※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

■ 決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社マネジメントソリューションズ
証券コード：7033

証券コード 7033
2020年１月10日

株　主　各　位

東京都港区赤坂九丁目７番１号
株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長　　髙　橋　信　也

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2020年１月29日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付下さるか、３ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイトより2020年１月29日（水曜日）午後６時までに議決権を行使下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年１月30日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. 場　　所　東京都港区赤坂九丁目７番１号
   東京ミッドタウン・タワー４階カンファレンス Room１・２
3. 会議の目的事項
   報告事項　第15期（2018年11月１日から2019年10月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
   決議事項
   第１号議案　定款一部変更の件
   第２号議案　取締役５名選任の件
   第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.msols.com）に掲載しておりますので、本「招集ご通知」添付書類に記載はしておりません。

以　上

◎当日ご出席の際にはお手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.msols.com）に掲載させて頂きます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1.「スマート行使」による方法
(1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力下さい（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
(2)「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記２．の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法
(1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

(2) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
(3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱い下さい。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
(4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。

3. ご注意
(1) 議決権の行使期限は**2020年１月29日（水曜日）午後６時00分**となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
(2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
(3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
(4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について
ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせ下さい。
【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

以上

※1.「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

（添付書類）

事業報告（2018年11月１日から2019年10月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や長期化するEU離脱問題等のリスクはなお存在しており、海外経済の減速の影響が続くものの、国内需要への波及は限定的となり、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、今年10月の消費税率の引き上げによる個人消費への影響等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域であるプロジェクトマネジメントの分野におきましては、プロジェクトマネジメントの成否が重要な経営課題として認識されており、全社的なプロジェクトマネジメントの導入、及び全社的なプロジェクトマネジメントの導入の検討が堅調に推移してきました。このことから市場全体としては、今後も成長していくと予想しております。

このような状況の下、当社では「Managementにおける社会のPlatformとなり、組織の変革及び自律的な個人の成長を促す」をビジョンとして掲げ、当社のプロジェクトマネジメント手法の活用を紹介、提案することで、様々な業種・業態の新規顧客を積極的に獲得すると同時に、人材の積極採用及び教育体制の整備により、コンサルタントの安定確保を進めることで、事業領域の拡大と継続的な収益確保に向けた取り組みを積極的に推進してまいりました。

また前連結会計年度に引き続き、リスクマネジメント強化によるアカウントマネージャーの指導・育成を徹底するとともに、取締役から執行役員へ人材採用権限及び新規案件受注権限を委譲し、プロジェクトの現場で必要な人材を採用し、顧客からの案件要請にスピーディに対応可能とする体制を構築しております。

以上の結果、売上高は、3,894,950千円（前年同期比33.5%増）、営業利益は、449,488千円（同38.4%増）、経常利益は、429,302千円（同37.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、292,090千円（同33.7%増）となりました。

当社グループはコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績を省略しております。

事業の部門別売上高

部門別	売上高	前年同期比
プロフェッショナルサービス	3,890,048 千円	133.9 %
その他	4,901 千円	41.8 %

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、21,605千円であり、その主なものは、事務用機器等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

① 株式の取得又は処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	出資比率	取得金額	取得年月日
株式会社こころみ	普通株式	2,100株	9.1%	19,998千円	2019年１月31日
インテグラート株式会社	普通株式	300株	13.6%	160,100千円	2019年２月４日

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後、プロジェクトを取り巻く環境はより複雑に、より高度になっていくことが予想されます。また、プロジェクトマネジメントが重要な経営課題と認識されることとなり、個別プロジェクト支援にとどまらず、全社的なプロジェクトマネジメント支援に対する需要も高まっております。このような環境の下、コンサルティングからトレーニング、ソフトウェアと様々な面からお客様をサポートできる強みを活かし、更なる成長を実現するため、以下の事項を課題として認識し対応いたします。

① 人材の確保と育成の強化

継続的な業容拡大を続けていくために、顧客に提供できるプロジェクトマネジメントサービスを実行可能な人材の確保が必要であります。今後も積極的な新規採用を進めるとともに、中途退職の防止、社内研修の充実を図り人材育成に積極的に取り組みます。

② 新規顧客の充実

現在、当社の主要顧客はエネルギー企業のような公共系企業やメーカーを中心としたエンドユーザーとなっており、やや特定顧客に売上が集中する傾向があります。今後はリスク回避の意味も含め、事業領域の拡大を行い、新規顧客開拓を積極的に進めます。

③　グローバルプロジェクトへの対応と海外進出

当社顧客のグローバルプロジェクト案件に伴い、常時英語を必要とするプロジェクトが全体の約２割にまで増加しました。また、プロジェクトマネジメント実行支援サービスに対する潜在的需要は欧米などの先進諸国に限らずアジア各国でも顕著であります。このような需要に対して受注機会を逸することのないよう、常時英語を必要とするプロジェクトにも対応可能な人材の積極的採用、及び海外での積極的なビジネス展開に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	2016年10月期 第12期	2017年10月期 第13期	2018年10月期 第14期	2019年10月期 第15期
売上高（千円）	－	2,527,191	2,917,058	3,894,950
経常利益（千円）	－	189,282	313,240	429,302
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	－	108,376	218,483	292,090
1株当たり当期純利益（円）	－	27.41	50.20	53.06
総資産（千円）	－	930,375	2,037,312	2,325,425
純資産（千円）	－	250,527	1,374,416	1,679,519
1株当たり純資産額（円）	－	63.36	252.35	302.02

（注）1．当社では、第13期より連結計算書類を作成しております。
2．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3．当社は、2018年3月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4．当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	2016年10月期 第12期	2017年10月期 第13期	2018年10月期 第14期	2019年10月期 第15期
売上高（千円）	1,496,682	2,174,721	2,888,415	3,847,495
経常利益（千円）	122,783	184,846	309,276	420,836
当期純利益（千円）	91,385	112,713	214,545	284,554
1株当たり当期純利益（円）	28.57	28.51	49.30	51.70
総資産（千円）	592,846	936,732	2,040,421	2,310,433
純資産（千円）	146,058	258,771	1,379,526	1,669,420
1株当たり純資産額（円）	36.94	65.45	253.29	302.03

（注）1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2．当社は、2018年3月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3．当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
元嵩管理顧問股份有限公司	2,500 千台湾ドル	80.0 %	コンサルティング事業
麦嵩隆管理咨詢(上海)有限公司	3,053 千人民元	80.0 %	コンサルティング事業

（注）麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司は、当連結会計年度において新規設立したことから、重要な子会社に含めております。

(8) 主要な事業内容（2019年10月31日現在）

事 業 部 門	事 業 内 容
プロフェッショナルサービス	プロジェクトマネジメントコンサルティング、 プロジェクトマネジメント実行支援
その他	eラーニング、集合トレーニングの提供

(9) 主要な営業所（2019年10月31日現在）

① 当社
本社：東京都港区
中部支社：愛知県名古屋市中村区

② 子会社
元嵩管理顧問股份有限公司（本社：中華民国　台北市）
麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司（本社：中華人民共和国　上海市）

(10) 従業員の状況（2019年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
254 名	76 名増

（注）1. 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。
2. 従業員数が当連結会計年度に76名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241 名	71 名増	37.0 歳	2.8 年

（注）1. 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。
2. 従業員数が当期に71名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(11) 主要な借入先（2019年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	68,327 千円
株式会社東日本銀行	12,497 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年10月17日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2019年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　15,816,000株

(2) 発行済株式の総数　　5,527,500株（自己株式129株を含む）

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は27,000株増加しております。
2. 当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。

(3) 株主数　　1,729名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユナイテッドトラスト	1,200,000 株	21.7 %
髙橋　信也	758,000 株	13.7 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	347,700 株	6.3 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	324,100 株	5.9 %
福島　潤一	229,500 株	4.2 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	169,000 株	3.1 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	150,100 株	2.7 %
THE BANK OF NEW YORK 134088	128,900 株	2.3 %
髙橋　美紀	120,000 株	2.2 %
後藤　年成	120,000 株	2.2 %

(注) 1. 持株比率は、自己株式129株を控除して計算しております。
2. 2019年10月21日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2019年10月15日現在で大和証券投資信託委託株式会社が321,200株（保有割合5.81%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2019年10月31日現在）

発行決議日	2016年９月28日
新株予約権の数	107個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　64,200株（注）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 167円
権利行使期間	2018年11月１日から2026年８月31日
行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
保有状況	取締役（社外役員を除く）１名（1,800株）

（注）当社は、2018年３月27日付で１株を200株とする株式分割を行っているため、また、2019年４月１日付で１株を３株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年10月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙　橋　信　也	麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司 董事長
専務取締役	福　島　潤　一	経理、財務、法務、総務、インテグラート㈱取締役
取締役	後　藤　年　成	ＰＭ事業
取締役	赤　羽　具　永	ケイン㈱代表取締役、㈱ISS取締役会長
常勤監査役	内　田　　潤	元嵩管理顧問股份有限公司 監察人 麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司 監事
監査役	木　村　　稔	木村稔会計事務所代表 ㈱りんく代表 OATアグリオ㈱ 社外取締役
監査役	岡　　義　崇	

（注）1．取締役赤羽具永氏は、社外取締役であります。
2．監査役内田潤氏、木村稔氏及び岡義崇氏は、社外監査役であります。
3．監査役木村稔氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役赤羽具永氏、監査役内田潤氏、木村稔氏及び岡義崇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当社と元嵩管理顧問股份有限公司及び麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司との間には業務委託等の取引関係があります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支 給 額
取締役	4名	96,630千円
(うち社外取締役)	(1名)	(7,816千円)
監査役	3名	16,400千円
(うち社外監査役)	(3名)	(16,400千円)
合計	7名	113,030千円
(うち社外役員)	(4名)	(24,216千円)

(注) 1．取締役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第13回定時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
2．監査役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第13回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議頂いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役赤羽具永氏は、ケイン株式会社の代表取締役であり、株式会社ISSの取締役会長であります。なお、当社とケイン株式会社及び株式会社ISSとの間に記載すべき事項はありません。

社外監査役内田潤氏は、当社の子会社である元嵩管理顧問股份有限公司の監察人であり、また、麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司の監事であります。なお、当社と元嵩管理顧問股份有限公司及び麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司との間には業務委託等の取引関係があります。

社外監査役木村稔氏は、木村稔会計事務所及び株式会社りんくの代表であり、OATアグリオ株式会社の社外取締役であります。なお、当社と木村稔会計事務所、株式会社りんく及びOATアグリオ株式会社との間に記載すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
赤羽具永	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、適宜発言を行っております。
内田　潤	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、14回中14回出席し、主に出身分野である商社を通じて培った経験、グローバルな視点から、適宜発言を行っております。
木村　稔	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、14回中14回出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
岡　義崇	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、14回中14回出席し、コーポレートガバナンス、内部統制等法整備などの監査役監査経験と知見から、適宜発言を行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて、内部統制システムの整備を行っております。その概要は以下の通りです。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。

(b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、適切に運用することで、適法かつ効率的な業務運営に必要な内部牽制機能を整備する。

(c) 管理本部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育体制を構築する。

(d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録などの重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

(b) 文書管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため組織・業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 「経営理念」をグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。

(b) 内部監査による業務監査により、グループ業務全般にわたる適正を確保する。

(c) グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社への十分な統制を図る体制を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a)　監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(b)　当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、不利のないよう配慮する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)　代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(b)　監査役は、取締役会を始め、重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

(c)　監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑩　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a)　反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ　当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ　反社会勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(b)　反社会勢力との取引排除に向けた整備状況

イ　行動規範において「反社会的勢力に対する」姿勢について明文化し、全職員の行動指針とする。

ロ　反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、本社に不当要求対応の責任者を設置する。

ハ　取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ニ　反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ホ　反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は14回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**1,796,352**
現金及び預金	1,226,470
受取手形及び売掛金	535,153
その他	34,728
固定資産	**529,072**
有形固定資産	**63,217**
建物	41,838
工具、器具及び備品	21,379
無形固定資産	**129,055**
ソフトウエア	127,275
ソフトウエア仮勘定	1,780
投資その他の資産	**336,799**
投資有価証券	160,100
長期前払費用	24,677
繰延税金資産	12,794
敷金及び保証金	101,037
その他	38,190
資産合計	**2,325,425**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**440,087**
買掛金	70,246
1年内償還予定の社債	48,000
1年内返済予定の長期借入金	32,501
未払金	84,957
未払法人税等	82,407
未払消費税等	73,716
その他	48,259
固定負債	**205,818**
社債	156,000
長期借入金	48,323
その他	1,495
負債合計	**645,905**
(純資産の部)	
株主資本	**1,672,421**
資本金	611,855
資本剰余金	480,855
利益剰余金	579,872
自己株式	△161
その他の包括利益累計額	**△3,036**
為替換算調整勘定	△3,036
非支配株主持分	**10,135**
純資産合計	**1,679,519**
負債・純資産合計	**2,325,425**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年11月1日から2019年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,894,950**
売上原価		**2,394,493**
売上総利益		**1,500,456**
販売費及び一般管理費		**1,050,968**
営業利益		**449,488**
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	2	
為替差益	1,161	
助成金収入	276	
その他	642	2,138
営業外費用		
支払利息	1,911	
株式公開費用	19,376	
その他	1,036	22,324
経常利益		**429,302**
特別損失		
投資有価証券評価損	19,998	19,998
税金等調整前当期純利益		**409,303**
法人税、住民税及び事業税	119,993	
法人税等調整額	△3,515	116,477
当期純利益		**292,826**
非支配株主に帰属する当期純利益		**736**
親会社株主に帰属する当期純利益		**292,090**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年11月１日から2019年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	609,105	478,105	287,782	―	1,374,992
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,750	2,750			5,500
親会社株主に帰属する当期純利益			292,090		292,090
自己株式の取得				△161	△161
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,750	2,750	292,090	△161	297,428
当期末残高	611,855	480,855	579,872	△161	1,672,421

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△575	△575	―	1,374,416
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				5,500
親会社株主に帰属する当期純利益				292,090
自己株式の取得				△161
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,461	△2,461	10,135	7,673
当期変動額合計	△2,461	△2,461	10,135	305,102
当期末残高	△3,036	△3,036	10,135	1,679,519

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**1,735,177**
現金及び預金	1,176,097
受取手形及び売掛金	519,523
前払費用	32,009
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	3,999
その他	3,548
固定資産	**575,256**
有形固定資産	**63,137**
建物	41,838
工具、器具及び備品	21,298
無形固定資産	**129,055**
ソフトウエア	127,275
ソフトウエア仮勘定	1,780
投資その他の資産	**383,063**
投資有価証券	160,100
出資金	100
関係会社出資金	40,000
関係会社長期貸付金	13,666
長期前払費用	24,677
繰延税金資産	12,794
敷金及び保証金	99,012
その他	38,090
貸倒引当金	△5,378
資産合計	**2,310,433**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**435,195**
買掛金	70,492
1年内償還予定の社債	48,000
1年内返済予定の長期借入金	32,501
未払金	86,925
未払費用	21,432
未払法人税等	82,236
未払消費税等	72,791
預り金	20,176
その他	640
固定負債	**205,818**
社債	156,000
長期借入金	48,323
その他	1,495
負債合計	**641,013**
(純資産の部)	
株主資本	**1,669,420**
資本金	**611,855**
資本剰余金	**480,855**
資本準備金	480,855
利益剰余金	**576,871**
その他利益剰余金	576,871
繰越利益剰余金	576,871
自己株式	**△161**
純資産合計	**1,669,420**
負債・純資産合計	**2,310,433**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2018年11月１日から2019年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,847,495**
売上原価		**2,368,416**
売上総利益		**1,479,078**
販売費及び一般管理費		**1,030,426**
営業利益		**448,652**
営業外収益		
受取利息	224	
受取配当金	2	
受取手数料	125	
その他	33	385
営業外費用		
支払利息	1,911	
株式公開費用	19,376	
為替差損	498	
貸倒引当金繰入額	5,378	
その他	1,036	28,201
経常利益		**420,836**
特別損失		
投資有価証券評価損	19,998	19,998
税引前当期純利益		**400,838**
法人税、住民税及び事業税	119,799	
法人税等調整額	△3,515	116,283
当期純利益		**284,554**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年11月１日から2019年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	609,105	478,105	292,316	—	1,379,526	1,379,526
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	2,750	2,750			5,500	5,500
当期純利益			284,554		284,554	284,554
自己株式の取得				△161	△161	△161
当期変動額合計	2,750	2,750	284,554	△161	289,893	289,893
当期末残高	611,855	480,855	576,871	△161	1,669,420	1,669,420

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

株式会社マネジメントソリューションズ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片　岡　久　依　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　尚　子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マネジメントソリューションズの2018年11月１日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネジメントソリューションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

株式会社マネジメントソリューションズ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片　岡　久　依　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　尚　子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マネジメントソリューションズの2018年11月１日から2019年10月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年11月１日から2019年10月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月20日

株式会社マネジメントソリューションズ 監査役会

常勤社外監査役　内田　潤　㊞

社外監査役　木村　稔　㊞

社外監査役　岡　義崇　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 当社の今後の事業展開並びに事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について事業目的の追加を行うものであります。

② 経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、定款第20条（任期）について取締役の任期を２年から１年に短縮するものであります。
また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、内容が重複する現行定款第37条（剰余金の配当）及び第38条（中間配当）を削除するものであります。

④ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1章　　総　則	第1章　　総　則
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～8　　（省略）	1～8　　（現行どおり）
（新設）	9. 企業及びベンチャービジネスへの投資
9. 上記に付帯する一切の業務	10. 上記に付帯する一切の業務
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
（任期）	（任期）
第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第21条～第35条　（省略）	第21条～第35条　（現行どおり）
第6章　計算	第6章　計算
第36条　（省略）	第36条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。 2　当会社は、毎年10月31日又は4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当） 第37条　剰余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。	（削除）
（中間配当） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削除）
第39条　（省略）	第38条　（現行どおり）

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、あらためて取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	髙橋 信也（たかはし しんや） （1972年11月８日生）	1996年９月　アンダーセンコンサルティング㈱（現アクセンチュア㈱）入社 1999年９月　アーンスト＆ヤングコンサルティング㈱（現㈱クニエ）入社 2003年５月　㈱ソニーグローバルソリューションズ入社 2004年10月　日本キャップジェミニ㈱（現㈱クニエ）入社 2005年７月　当社設立　代表取締役就任 2012年11月　当社代表取締役社長就任（現任） 2013年11月　MSOL Inc. 取締役就任 2015年11月　元嵩管理顧問股份有限公司董事就任 2015年11月　㈱ProEver 取締役就任 2018年11月　麦嵩隆管理咨詢（上海）有限公司董事長就任（現任）	758,000株
	［取締役候補者とした理由］ 代表取締役社長である髙橋信也氏は、2005年に当社を設立し、当社グループの現在の成長・発展を実現しました。 当社を今日まで導いた豊富な業務経験と当社グループの経営全般についての見識を生かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	福島 潤一（ふくしま じゅんいち） （1974年7月21日生）	1999年 4 月　日立造船㈱入社 2002年 1 月　㈱プログレスインタラクティブ入社 2003年 8 月　ザインエレクトロニクス㈱入社 2007年 7 月　当社入社 2007年10月　当社取締役就任 2012年11月　当社専務取締役就任（現任） 2013年11月　MSOL Inc. 取締役就任 2015年11月　㈱ProEver 取締役就任 2019年 3 月　インテグラート㈱取締役就任（現任） 〔当社における担当〕 経理、財務、法務、総務担当	229,500株
	［取締役候補者とした理由］ 専務取締役である福島潤一氏は、入社以来、経理、財務、法務、総務といった管理部門の業務に携わり、2007年に取締役に就任、2012年に専務取締役に就任し、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。		
3	後藤 年成（ごとう としなり） （1974年8月27日生）	1997年 4 月　㈱ニッセイコンピュータ入社 2002年 4 月　㈱野村総合研究所入社 2007年10月　当社入社 2010年12月　当社取締役就任 2015年11月　元嵩管理顧問股份有限公司董事就任 2018年 1 月　当社取締役就任（現任） 〔当社における担当〕 ＰＭ事業、ＭＣ事業、パートナー事業、人事担当	120,000株
	［取締役候補者とした理由］ 後藤年成氏は、入社以来、プロジェクトマネジメント業務、海外事業に携わり、取締役として当社における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	赤羽具永（あかばねかんえ） (1951年5月6日生)	1970年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2003年６月　東京三菱インフォメーションテクノロジー㈱（現三菱UFJインフォメーションテクノロジー㈱）常務取締役就任 2004年６月　ダイヤモンドコンピューターサービス㈱（現三菱総研DCS㈱）常務取締役就任 2006年８月　同社専務取締役就任 2007年10月　三菱総研DCS㈱取締役副社長就任 2009年10月　同社代表取締役副社長就任 2011年６月　㈱Minoriソリューションズ取締役就任 2016年５月　ケイン㈱設立　代表取締役就任（現任） 2016年７月　㈱ISS取締役会長就任（現任） 2016年９月　当社取締役就任（現任）	18,000株
	［社外取締役候補者とした理由］ 経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、赤羽具永氏を引き続き社外取締役として選任することをお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	玉井 邦昌（たまい くにまさ） (1966年5月5日生) ※	1990年 4 月　㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 2000年 1 月　㈱コナミコンピュータエンターテイメント東京（現㈱コナミ）入社 2002年 7 月　共同ＰＲ㈱入社 2004年 8 月　㈱ゴルフダイジェスト・オンライン入社 取締役ＣＦＯ就任 2009年 4 月　㈱エイケアシステムズ入社取締役ＣＦＯ就任 2010年11月　同社買収により、㈱エクスペリアン・ジャパン取締役ＣＦＯ就任（兼任） 2011年 8 月　㈱コマースニジュウイチ入社取締役ＣＦＯ就任 2013年 5 月　同社代表取締役社長就任 2018年 6 月　㈱インフォマティクス入社執行役員ＣＦＯ就任 2019年 1 月　同社専務執行役員ＣＦＯ就任（現任）	―
	［社外取締役候補者とした理由］ 代表取締役及び取締役ＣＦＯとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、玉井邦昌氏を社外取締役として選任することをお願いするものであります。		

（注）1．※は新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．赤羽具永氏と玉井邦昌氏は社外取締役候補者であります。
4．赤羽具永氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって３年４か月であります。
5．当社は赤羽具永氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。赤羽具永氏の再任が承認された場合には、当社は赤羽具永氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6．当社は玉井邦昌氏の就任が承認された場合、玉井邦昌氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7．当社は赤羽具永氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、赤羽具永氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8．当社は玉井邦昌氏の就任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2018年1月30日開催の第13回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その

他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式会社（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

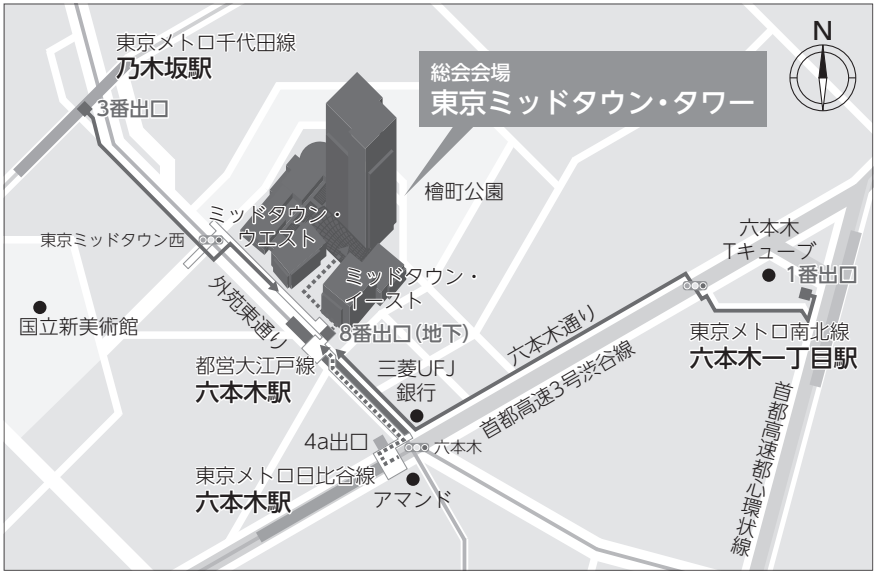
日 時

2020年1月30日(木曜日)
午前10時
(受付開始　午前9時30分)

場 所

東京ミッドタウン・タワー
4階 カンファレンス
Room1・2
東京都港区赤坂九丁目７番１号

●駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



交通のご案内

都営大江戸線「**六本木**」駅
8番出口(地下)より**直結**

東京メトロ日比谷線「**六本木**」駅
4a出口側から地下通路を経由し、
8番出口(地下)より**直結**

東京メトロ千代田線「**乃木坂**」駅
3番出口より**徒歩約3分**

東京メトロ南北線「**六本木一丁目**」駅
1番出口より**徒歩約10分**





UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

第15回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

（2018年11月１日から2019年10月31日まで）

株式会社マネジメントソリューションズ

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（https://www.msols.com）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　2社

連結子会社の名称

元嵩管理顧問股份有限公司

麦嵩隆管理咨洵(上海)有限公司

麦嵩隆管理咨洵(上海)有限公司は、当連結会計年度において、新規設立したことから、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、麦嵩隆管理咨洵(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～18年
工具、器具及び備品	３～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間均等償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）３～５年（社内における利用可能期間）

（3）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 2018年３月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　28,928千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　5,527,500株

（注）1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は27,000株増加しております。
2. 当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っており、発行済株式の総数は3,685,000株増加しております。

2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式　64,200株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、コンサルティング事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い銀行預金に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、１年以内の支払期日であります。借入金、社債は、主にコンサルティング事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の返済日は決算日後、最長で４年後、社債の償還日は決算日後、最長で４年後であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性を連結売上高の２か月分以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2. をご参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,226,470	1,226,470	—
(2) 受取手形及び売掛金	535,153	535,153	—
(3) 敷金及び保証金	101,037	102,993	1,956
資産計	1,862,661	1,864,617	1,956
(1) 買掛金	70,246	70,246	—
(2) 未払金	84,957	84,957	—
(3) 未払法人税等	82,407	82,407	—
(4) 未払消費税等	73,716	73,716	—
(5) 社債（※1）	204,000	206,441	2,441
(6) 長期借入金（※2）	80,824	80,824	—
負債計	596,151	598,592	2,441

※1．1年内償還予定の社債を含んでおります。
※2．1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	160,100

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額　302円02銭

1株当たり当期純利益　53円06銭

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～18年
工具、器具及び備品	３～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）３～５年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省第５号 2018年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,913千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	1,200千円
短期金銭債務	2,648千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	14,375千円
販売費及び一般管理費	17,240千円
営業取引以外の取引による取引高	184千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	129株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,290千円
未払事業所税	1,231 〃
前払費用	2,066 〃
投資有価証券評価損	6,123 〃
関係会社株式評価損	2,362 〃
資産除去債務	2,125 〃
長期前払費用	858 〃
減価償却超過額	1,346 〃
貸倒引当金	1,646 〃
繰延税金資産小計	25,052千円
評価性引当額	12,258 〃
繰延税金資産合計	12,794千円
繰延税金資産純額	12,794千円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	元嵩管理顧問股份有限公司	所有 直接80.0%	役務の受入 資金の貸付 役員の兼任	資金の回収（注)1. 利息の受取（注)1. 貸倒引当金の繰入（注)1.	2,333 184 5,378	関係会社長期貸付金 １年内回収予定の関係会社長期貸付金 貸倒引当金	13,666 3,999 5,378
子会社	麦嵩隆管理咨洵(上海)有限公司	所有 直接80.0%	役務の受入 役員の兼任	出資の引受（注）2.	40,000	関係会社出資金	40,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、返済条件は2023年12月までの毎月均等返済となっております。また、関係会社長期貸付金及び１年内回収予定の関係会社長期貸付金に対して貸倒引当金を5,378千円を計上しております。

2. 連結子会社の設立に伴い出資の引受を行ったものであります。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　302円03銭

2.　１株当たり当期純利益　51円70銭

（注）当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。